

令和5年度 長崎県立壱岐商業高等学校 いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布、同年9月28日施行)及び「長崎県いじめ防止基本方針」(平成29年7月策定)に基づき、「いじめ防止基本方針」を以下のように定める(平成29年10月改訂)。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

○「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

○具体的ないじめの態様(当てはまる可能性のある犯罪行為)：

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる | … 強迫、名誉毀損、侮辱 |
| ・遊ぶふりをして叩かれる、蹴られたりする | … 暴行 |
| ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | … 暴行、傷害 |
| ・金品をたかられる | … 恐喝 |
| ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする | … 窃盗、器物破損 |
| ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | … 強要、強制わいせつ |
| ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷される | … 名誉毀損、侮辱 |

2. いじめ対策委員会(教育相談委員会と兼ねる場合あり)

(1) 構成

- ・校長、教頭、教育相談主任、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、各学年主任、該当学級担任、該当部活動顧問
- ・必要に応じてPTA、学校評議員、外部専門家、地域関係者等が参加する

(2) 役割

- ・いじめに関する諸問題についての研究と対策の立案
- ①学校基本方針の策定や見直し ②いじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかのチェック
- ③いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証 ④必要に応じた計画の見直し

3. いじめの防止

- ・いじめの重大性を全教職員で認識し、特定の教職員が問題を抱え込まないよう風通しの良い職場環境作りに努め、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ・生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、自己肯定感や充実感を感じられる教育活動を展開する。
- ・人権教育の充実を図り、全ての教育活動を通して、社会性や規範意識及び共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
- ・学校行事・ボランティア活動等を通して、家庭や地域との連携を深め、学校・保護者・地域等が一体となり子どもを見守る体制作りに努める。

4. いじめの早期発見

- ・生徒のささいな変化に気付いた場合に教職員がいつでも情報を共有できる職場環境作りに努める。
- ・定期的なアンケート調査（生徒向け各学期1回、保護者向け1・2学期1回ずつ）を実施する。気になる回答には、個人面談による事実確認及び保護者との連携を迅速に行う。
- ・生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校内外の専門家の活用を図る。
- ・学校以外の相談窓口（24時間子ども SOS ダイアル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

5. いじめに対する措置

○いじめの発見や相談を受けたときの対応：

- ・遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。
- ・生徒や保護者からいじめの訴えがあった場合は真摯に傾聴する。正確かつ迅速な事実確認を行い、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

○組織的な対応：

- ・発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、管理職またはいじめ対策委員へ報告し、情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を測る。

○いじめられた生徒及びその保護者への支援：

- ・いじめられている生徒から事実関係の聴取を行う。
- ・心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
- ・家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、対応について保護者と情報を共有する。

○いじめた生徒への指導又はその保護者への助言：

- ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。
- ・いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）について「職員会議」で審議する。場合により警察等との連携による措置も含めた対応を行う。

- ・はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対しても、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りに努める。

○ネット上のいじめへの対応：

- ・ネット上の不適切な書き込み等による被害を受けた場合は、いじめの証拠消失防止のためにスクリーンショット等で保存し、速やかに教職員や保護者に知らせるよう日頃から声かけをする。
- ・必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

○継続的な指導：

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

附則

平成 26 年 4 月 1 日 長崎県立壱岐商業高等学校いじめ防止基本方針 策定

平成 29 年 10 月 1 日 長崎県立壱岐商業高等学校いじめ防止基本方針 改訂